



第10期 定時株主総会招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

議決権行使期限

2020年11月26日（木曜日）午後6時まで

日時

2020年11月27日（金曜日）午前10時

場所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階
「ハーバーサーカス」宴会場

株 主 各 位

証券コード 3647

2020年11月12日

東京都品川区東品川二丁目3番14号

株式会社ジー・スリーホールディングス

代表取締役社長 笠原 弘和

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、その場合には書面又はインターネットにより議決権を行使することができまので可能な限り、これらの方法による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年11月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませうようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年11月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都品川区東品川二丁目3番15号 第一ホテル東京シーフォート3階 「ハーバーサーカス」宴会場 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第10期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	2頁～3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。 なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ (<https://www.g3holdings.com/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020 年 11 月 27 日(金曜日)
午前10時



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020 年 11 月 26 日(木曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使
期限

2020 年 11 月 26 日(木曜日)
午後6時完了分まで

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

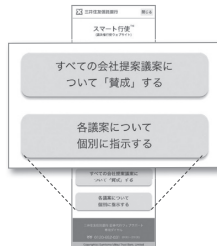
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

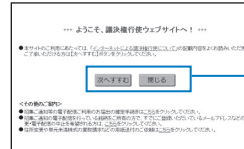
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

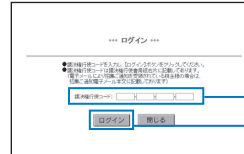
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を
入力

「次へ」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2条（目的）

当社の今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。

(2) 第6条（発行可能株式総数）

将来の機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の36,800,000株から70,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(11) (条文省略)	(1)～(11) (現行どおり)
(新 設)	<u>(12)発電並びに電気の供給及び販売、これらに関連する装置、部品及び用品の製造、販売、賃貸、輸出入、技術供与その他一切の業務並びに投資</u>
(新 設)	<u>(13)工場設備、施設の総合的計画、設計、建設、運転、保守、管理及びそのコンサルティング並びにこれらに関連する機器、装置の製造、販売、修理、検査、輸出入その他一切の業務並びに投資</u>
(新 設)	<u>(14)製錬、金属加工事業及び有機物処理事業</u>
(新 設)	<u>(15)非鉄金属及び金属加工品の製造、販売及び輸出入</u>
(新 設)	<u>(16)合成樹脂及びその成形品並びに各種の化学工業品の製造、加工、販売及び輸出入</u>
<u>(12)～(17)</u> (条文省略)	<u>(17)～(22)</u> (号数繰り下げ、条文は現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>36,800,000株</u> とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>70,000,000株</u> とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位及び担当等	
1	かさハラ 笠原	ヒロカズ 弘和	代表取締役社長	再 任
2	さえぎ 佐伯	たけ し 猛志	取締役	再 任
3	まつもと 松本	りゅう 隆	取締役	再 任
4	しげとみ 重富	まさひろ 公博	取締役	再 任

再 任	再任取締役候補者	新 任	新任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員
-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	------------------

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	笠原弘和 (1976年9月18日生)	1998年3月 学校法人湘中央学園湘中央医学技術専門学校入校 2003年3月 プライムマックス株式会社入社 2012年6月 株式会社メッツ（現 株式会社さぎな）入社 2013年6月 同社 取締役 2017年2月 同社 代表取締役 2018年12月 株式会社イメージワン 取締役（監査等委員） 2019年11月 当社 代表取締役社長（現任）	一株
(取締役候補者とした理由) 笠原弘和氏は、第9期定時株主総会にて取締役に選任され、以降、代表取締役社長としてグループ全体の経営管理を行い、経営戦略の強化及びガバナンスの充実に努めており、当社の成長戦略を策定のうえ積極的に推進し、グループ企業全体の更なる信用力及びガバナンス強化に貢献しております。以上により、引き続き代表取締役社長として、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。			
2	佐伯猛志 (1984年5月9日生)	2006年9月 株式会社ゼンコミュニケーション入社 2013年10月 株式会社ユニ・ロット入社 2014年12月 西宮ソーラー発電合同会社 代表社員 2017年4月 株式会社ユニ・ロット 営業本部長 2019年6月 同社 取締役（現任） 2019年11月 当社 取締役（現任）	一株
(取締役候補者とした理由) 佐伯猛志氏は、第9期定時株主総会にて取締役に選任されて以降、環境関連事業に精通している経験を発揮し、当社の環境関連事業を積極的に推進し、利益獲得と発展成長に貢献しております。以上により、引き続き取締役として、環境関連事業の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	まつもと りゅう 松 本 隆 (1952年6月26日生)	2013 年 3 月 株式会社そごう・西武 代表取締役社長 2014 年 1 月 株式会社バーニーズジャパン 取締役 2014 年 5 月 株式会社セブン&アイホールディングス 常務執行 役員 2016 年10月 早稲田大学 評議員 (現任) 2017 年 6 月 株式会社 P A L T A C 社外取締役 2019 年 1 月 株式会社 S B Y 取締役 2019 年11月 当社 取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 松本隆氏は、第9期定時株主総会にて取締役に選任されて以降、経営会議及び取締役会で積極的に発言をし、豊富な経営経験から当社グループ全体の成長戦略の充実に貢献しております。以上により、引き続き当社グループ全体の業務執行の助言役として、当社グループ全体の企業価値の更なる向上に資するものと判断し、取締役候補者としております。			
4	しげとみ まさ ひろ 重 富 公 博 (1978年10月4日生)	2004 年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入 所 2008 年 8 月 公認会計士登録 2009 年 8 月 重富公認会計士事務所 代表 (現任) 2010 年 8 月 堂島監査法人 社員 2011 年 5 月 北摂監査法人 社員 (現任) 2015 年11月 当社 内部監査室長 2019 年11月 当社 取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 重富公博氏は、第9期定時株主総会にて取締役に選任されて以降、公認会計士としての知見、及び長年にわたり当社の会計業務・内部監査業務に関与してきた実績を発揮し、当社のガバナンス強化に貢献しております。以上により、引き続き取締役として、当社グループ全体の企業価値の更なる向上に資するものと判断し、取締役候補者としております。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。

この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を指名しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選定に当たっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いている）により候補者を選定し、取締役会で決定しております。

3. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当等			
1	まつやま 松山 しょうじ 昌 司	監査等委員である取締役	再 任	社 外	独 立
2	ほんま 本間 しゅうへい 周 平	監査等委員である取締役	再 任	社 外	独 立
3	かわさき 川崎 しゅういち 修 一	監査等委員である取締役	再 任	社 外	独 立

再 任	再任監査等委員である取締役	新 任	新任監査等委員である取締役者	社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員
-----	---------------	-----	----------------	-----	----------	-----	------------------

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	まつ やま しろう じ 松 山 昌 司 (1973年5月4日生)	1997 年 10 月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2001 年 4 月 公認会計士登録 2006 年 7 月 松山公認会計士事務所 所長（現任） 2007 年 8 月 あすなる監査法人 代表社員（現任） 2008 年 6 月 ぷらっとホーム株式会社 監査役（現任） 2009 年 6 月 セブンシーズホールディングス株式会社（現 FRACTALE株式会社） 監査役 2009 年 10 月 株式会社グッドコムアセット 監査役 2016 年 1 月 当社 取締役 2016 年 11 月 当社 監査等委員である取締役（現任） 2018 年 1 月 株式会社グッドコムアセット 取締役（現任） 2018 年 6 月 セブンシーズホールディングス株式会社（現 FRACTALE株式会社） 監査等委員である取締役（現任） 2020 年 6 月 天馬株式会社 取締役（現任）	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	ほん ま 間 周 平 (1961年5月3日生)	1995年 3 月 公認会計士登録 1997年 10月 太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人） 国際部マネージャー 2000年 7 月 有限会社ベストアカウンタンツ設立 代表取締役（現任） 2000年 7 月 本間公認会計士事務所（現 プラス会計事務所） 代表（現任） 2004年 4 月 株式会社東栄住宅 監査役（現任） 2008年 3 月 共立パートナーズ株式会社 代表取締役（現任） 2013年 7 月 株式会社東京臨海ホールディングス グループファイナンス運営委員会委員（現任） 2016年 1 月 当社 監査役 2016年 11月 当社 監査等委員である取締役（現任）	4,000株
3	かわ さ き 崎 修 一 (1973年1月18日生)	2004年 10月 富岡法律特許事務所入所 2008年 1 月 オーバル法律特許事務所入所 2009年 4 月 愛知大学大学院法務研究科 准教授（現任） 2010年 6 月 株式会社クリップコーポレーション 監査役（現任） 2011年 10月 川崎修一法律事務所（現 弁護士法人久屋総合法律事務所） 代表弁護士（現任） 2014年 11月 株式会社サンヨーハウジング名古屋（現 株式会社AVANTIA） 監査役（現任） 2018年 11月 当社 監査等委員である取締役（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、社外取締役候補者です。

3. 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏の選任をご承認いただいた場合、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定です。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。

(1) 社外取締役候補者とした理由

松山昌司氏は、第6期定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されて以降、公認会計士資格を有する社外取締役監査等委員として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の管理・監督に努めております。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験を活かすことにより、取締役会の意思決定や監督機能の実効性が期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外取締役としての就任期間は10ヶ月、社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

本間周平氏は、第6期定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されて以降、公認会計士資格を有する社外取締役監査等委員として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の管理・監督に努めております。同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験を活かすことにより、取締役会の意思決定や監督機能の実効性が期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外監査役としての就任期間は10ヶ月、社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

川崎修一氏は、第8期定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されて以降、弁護士資格を有する社外取締役監査等委員として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の管理・監督に努めております。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律、経営など高度な専門知識を有しており、これらの経験を活かすことにより、取締役会の意思決定や監督機能の実効性が期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏が選任された場合、各氏との間で、現在、締結している会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税が発端と思われる2019年10月以降の消費マインドの落ち込み、原材料価格の高止まりや人件費及び物流費の上昇、天候不順や相次ぐ台風等の自然災害、世界的な通商問題や中国経済の先行き不安により、依然として厳しい経営環境が続く中、新型コロナウイルス感染症の世界的拡散により急速な社会情勢の変化が生じ、ヒト・モノの往来が限定されることによって経済活動が停滞し、今後の先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような事業環境の中、当社は環境問題を考慮したエネルギー事業など、常により良い未来を見据えたビジネスを創造していくことを企業使命と考え、経営資源の選択と集中を行うべく、当社グループ及び事業ポートフォリオの見直しを行いました。当社グループは、当社と主に当社子会社の環境関連事業を展開する株式会社エコ・テクノサービス（以下、「エコ・テクノサービス」という。）及びS B Y事業を展開する株式会社S B Y（以下、「S B Y」という。）、S B Y子会社でFATBURGER事業を展開する株式会社Green Micro Factory（以下、「GMF」という。）から構成されておりましたが、S B Y及びGMFは当社とシナジーを創出できていないこと、当社とS B Y及びGMFにおける事業の関連性の低さから、2020年1月1日付でS B Yの全株式を第三者へ譲渡し、S B Y及びGMFは当社グループから分離いたしました。

こうした状況下、当社は、当社及び当社グループにて保有する太陽光発電所の資産科目の見直し、販売用資産としての太陽光発電所の売却活動を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は4,570百万円（前期比5.9%減）と前期比で減収となりました。減収となった主な要因は、S B Y及びGMFの2社が2020年1月1日付で連結の範囲から除外されたこと、また、新型コロナウイルス感染症による都道府県を跨いだ移動制限から地主様との面談延期が度重なり、当社グループが保有する未稼働太陽光発電所が当連結会計年度内に一部商品化できず、販売に至らなかったことによりです。

損益の状況については、連結営業利益は52百万円（前期は343百万円の損失）、連結経常利益は115百万円（前期は575百万円の損失）となりました。その主な要因は、保有する太陽光発電所の所有目的の見直しを行いつつ、当社グループ全体において固定費の圧縮を進めたこと、また、

前連結会計年度に計上した貸倒引当金に係る売上債権が全額回収でき、当該引当金の戻入を営業外収益に計上したことによります。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は124百万円（前期比52.8%減）となりました。その主な要因は、前連結会計年度に計上した関係会社株式売却益や固定資産売却益などの特別利益項目が大きく減少したことによります。

当連結会計年度におけるセグメントの経営成績は以下のとおりであります。

① 環境関連事業

当社において、主に太陽光発電所の販売事業と転売事業、太陽光発電所への投資事業、太陽光発電事業者向けの発電商材販売事業、太陽光発電所の稼働による売電事業を展開しております。また、子会社のエコ・テクノサービスにおいて太陽光発電所のオペレーション及びメンテナンス事業を展開しております。

当連結会計年度においては、当社及び当社グループが保有する販売用太陽光発電所の売電収入と、うち5カ所の販売及び太陽光パネルの販売を行ったことにより、環境関連事業の売上高は4,284百万円（前期比11.6%増）、セグメント利益（営業利益）は355百万円（前期比140.6%増）と大幅な増収増益となりました。

② S B Y 事業

子会社のS B Yにおいて、主に店舗運営を中心としたエンターテインメントショップ事業、プロデュース・ディレクション・プロモーション・マーケティング事業、自社及び海外コスメブランドを取り扱うビジネスアライアンス事業を展開しております。

当連結会計年度においては、SHIBUYA109及び、あべのキューズモールの各店舗にてファッション雑貨やコスメの販売、Diamond Lash（つけまつげ）を始めとする自社ブランド商品（Diamondシリーズ）の国内外への卸販売、また、海外新ブランドのコスメ雑貨の国内卸販売を行いました。2020年1月1日付でSBYを第三者へ譲渡したことから、会計期間は2019年9月1日より2019年12月31日までの変則期間となり、S B Y事業の売上高は256百万円（前期比72.4%減）と減収、セグメント損失（営業損失）は12百万円（前期は38百万円の損失）となりました。

なお、2020年1月1日付でS B Yの全株式譲渡に伴い、当該事業から撤退しております。

③ FATBURGER事業

S B Y子会社のGMFにおいて、FATBURGER NORTHAMERICA, INC.との日本国内における出店ライセンス契約により、「FATBURGER」の国内運営事業を展開しております。

当連結会計年度においては、MAGNETbySHIBUYA109の店舗にてハンバーガーやドリンクの販売を行いました。GMFも2020年1月1日付で当社グループから分離したことから、会計期間は2019年9月1日より2019年12月31日までの変則期間となりますが、FATBURGER事業の売上高は29百万円（前期比68.3%減）の減収となり、セグメント損失（営業損失）は9百万円（前期は42百万円の損失）となりました。

なお、2020年1月1日付でGMFの親会社S B Yの全株式譲渡に伴い、当該事業から撤退しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメントの名称	設備の内容
－	本社移転に伴う工事

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

本社の移転に伴い、什器、設備等の除却、売却を行い、16百万円の移転費用引当金の取崩し、及び固定資産売却損5百万円を計上しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、第三者割当増資による1,867,000株の新株発行及び583,000株の自己株式処分により総額490百万円、及び主に環境関連事業にかかる設備取得資金として、金融機関からの借入金及びリース・割賦契約により総額1,159百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年1月1日付で、子会社であったS B Yの全株式を双葉貿易株式会社に譲渡いたしました。

2. 財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2017年8月期)	第8期 (2018年8月期)	第9期 (2019年8月期)	第10期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売上高 (千円)	3,730,281	3,605,094	4,857,832	4,570,056
経常利益 (千円) 又は経常損失 (△)	750,663	712,508	△575,015	115,024
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	493,465	439,029	264,831	124,999
1株当たり当期純利益 (円)	7.26	6.21	18.36	7.93
総資産 (千円)	7,418,817	9,705,678	5,937,021	4,554,863
純資産 (千円)	1,482,143	1,881,095	1,960,282	2,458,872
1株当たり純資産額 (円)	21.57	26.03	136.03	145.87

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2019年3月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エコ・テクノサービス	10,000千円	100.0%	環境関連事業

(注) 2020年1月1日付でS B Yの全株式を譲渡したため、S B Y、及びS B Yの子会社であるGMFを重要な子会社から除外いたしました。

4. 対処すべき課題

当社では対処すべき課題として以下のことに取り組んでおります。

(1) 事業ポートフォリオの拡大及び選択と集中について

当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、事業ポートフォリオを常に見直し、新たな事業領域への拡大及び事業の選択と集中に努めてまいります。

(2) 積極的な業務提携、資金調達力、資金調達について

当社グループの更なる売上・利益の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。そのためにも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との提携を積極的に押し進めてまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所等の購入及び新規事業開発のための多額の資金が必要であり、今後も資金調達の強化、調達方法の多様化に取り組んでまいります。

(3) 人的資産の強化

当社グループは、営業担当、企画担当を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。そのためには従業員が働きやすい魅力ある職場、環境づくりが重要であると考えております。

(4) 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、厳格なガバナンス体制のもと推進しておりますが、引き続き内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点では当社グループの事業活動に重大な影響は生じておらず、優先的に対処すべき課題への特段の影響はありません。ただし、今後の感染拡大状況や終息時期によっては、国内外の経済活動に様々な影響が出てくる可能性があります。当社グループでは、今後も慎重に状況を見極めながら、事業活動を継続するための対応を柔軟に行ってまいります。

5. 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

事業区分	事業内容	会社名
環境関連事業	主に、太陽光発電所の運用による売電事業、太陽光発電所運用会社への投資事業、太陽光発電所に係る権利及び事業用地の仕入販売事業、太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の仕入販売事業、太陽光発電導入のためのコンサルタント事業、太陽光発電所のオペレーション及びメンテナンス事業を展開しております。	(株) ジー・スリーホールディングス (株) エコ・テクノサービス (同) エコ・グリーン1号 (同) エコ・グリーン2号 その他 5社

（注）2020年1月1日付でS B Yの全株式を譲渡したため、S B Y事業及びFATBURGER事業から撤退しております。

6. 主要な事業所（2020年8月31日現在）

当	社	本社：東京都品川区
株 式 会 社 エ コ ・ テ ク ノ サ ー ビ ス		本社：東京都品川区

7. 使用人の状況（2020年8月31日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
環境関連事業	10（－）	－名（－）
全社（共通）	7（－）	1名減（1名減）
合計	17（－）	21名減（32名減）

- （注）1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。
3. 前連結会計年度末に比べ、使用人数が21名減少し、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）が32名減少しておりますが、その主な理由は、2020年1月1日付で子会社であったS B Yの全株式を売却したことなどによるものであります。

（2）当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	2名減	43.4歳	1.9年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

8. 主要な借入先の状況（2020年8月31日現在）

借入先	借入額
さわやか信用金庫	43,055 千円
湘南信用金庫	24,433
芝信用金庫	12,470
株式会社京葉銀行	10,010

（注）上記のほか、当社は資金調達の手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、主にオリックス株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期設備関係未払金（設備関係未払金を含む）676,539千円を計上しております。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,860,720株
- (3) 株主数 12,729名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ コ ・ キ ャ ピ タ ル 合 同 会 社	2,450,000株	14.53%
株 式 会 社 ふ お ー 優	520,000	3.08
株 式 会 社 サ ン ラ イ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	500,000	2.97
株 式 会 社 プ ラ ザ 開 発	500,000	2.97
株 式 会 社 S B Y デ ジ タ ル プ ロ ダ ク ツ	400,000	2.37
小 野 成 之 良	353,900	2.10
村 松 茂 樹	213,040	1.26
徳 田 昌 彦	204,000	1.21
株 式 会 社 き ず な	193,600	1.15
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	150,900	0.90

(注) 1. 2020年2月13日を払込期日とする第三者割当増資の実施により、発行済株式の総数は1,867,000株増加しております。

2. 持株比率は自己株式（1,004,679株）を控除して計算しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年8月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	笠 原 弘 和	
取 締 役	遠 藤 洋	株式会社エコ・テクノサービス 代表取締役
取 締 役	佐 伯 猛 志	株式会社ユニ・ロット 取締役
取 締 役	松 本 隆	早稲田大学 評議員
取 締 役	重 富 公 博	重富公認会計士事務所 代表 北摂監査法人 社員
取 締 役（監査等委員）	松 山 昌 司	松山公認会計士事務所 所長 あすなろ監査法人 代表社員 ぶらっとホーム株式会社 監査役 株式会社グッドコムアセット 取締役 FRACTALE株式会社 監査等委員である取締役 天馬株式会社 取締役
取 締 役（監査等委員）	本 間 周 平	有限会社ベストアカウンタンツ 代表取締役 プラス会計事務所 代表 株式会社東栄住宅 監査役 共立パートナーズ株式会社 代表取締役
取 締 役（監査等委員）	川 崎 修 一	愛知大学大学院 法務研究科 准教授 株式会社クリップコーポレーション 監査役 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表弁護士 株式会社AVANTIA 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
- ・松山昌司氏及び本間周平氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・川崎修一氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2019年11月28日開催の第9期定時株主総会において、笠原弘和氏、遠藤洋氏、佐伯猛志氏、松本隆氏、重富公博氏が取締役に選任され就任いたしました。また、笠原弘和氏は同総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に選定され就任いたしました。
 - ・2019年11月28日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって、奥田泰司氏、長倉統己氏は任期満了により取締役及び代表取締役を退任しております。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社と松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
6. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） うち社外取締役	7名 (-)	67,275千円 (-)
取締役（監査等委員） うち社外取締役	3 (3)	11,766 (11,766)
合 計 うち社外取締役	10 (3)	79,041 (11,766)

- (注) 1. 上記には、2019年11月28日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（うち社外取締役50,000千円以内）は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められております。
 4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会において、年額100,000千円以内と定められております。
 5. 上記の報酬等の額には取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬額が含まれております。また、当該譲渡制限付株式報酬額は当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所所長、あすなろ監査法人代表社員、ぷらっとホーム株式会社社外監査役、株式会社グッドコムアセット及び天馬株式会社の社外取締役、FRACTALE株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本間周平氏は、プラス会計事務所代表、共立パートナーズ株式会社及び有限会社ベストアカウンタンツの代表取締役、株式会社東栄住宅社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表弁護士、愛知大学大学院法務研究科准教授、株式会社クリップコーポレーション及び株式会社AVANTIAの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 松 山 昌 司	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 本 間 周 平	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 川 崎 修 一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 赤坂有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった監査法人大手門会計事務所は、2019年11月28日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 前任監査人であった監査法人大手門会計事務所に対する当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
 - ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ④ 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
 - ⑤ 代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。
 - ⑥ コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (2) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - ② リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は管理部が行うものとする。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ④ 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
 - ② 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ③ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。
- (5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。

- ② 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - ③ 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、管理部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
 - ④ 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査等委員会は監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - ② 当該使用人はその指示に関して監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査等委員会の同意を必要とする。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社並びに子会社は、監査等委員会への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
 - ② 監査等委員は、内部監査室、管理部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - ② 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - ③ 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。
 - ④ 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ② 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当事業年度においては、取締役会を21回開催し、取締役及び監査等委員会の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。
- (2) リスク管理については、不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮のもと対策措置を講じ、弁護士等外部の専門機関とともに迅速に対応する体制を整えております。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価については、決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに基づき、決算財務プロセスの検討を実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	4,297,754	流 動 負 債	1,330,363
現金及び預金	720,235	買掛金	254,251
売掛金	2,038,934	短期借入金	10,010
販売用不動産	711,860	一年内返済予定の長期借入金	46,566
営業出資金	520,532	未払金	846,127
前渡金	38,592	前受金	9,676
未収入金	15,412	未払法人税等	3,511
未収還付法人税等	38,779	設備関係未払金	52,113
未収消費税等	122,445	賞与引当金	3,655
その他の	91,851	その他	104,453
貸倒引当金	△889	固 定 負 債	765,626
固 定 資 産	257,108	長期借入金	41,708
有 形 固 定 資 産	78,440	長期未払金	30,400
建物	19,132	長期設備関係未払金	624,426
工具、器具及び備品	3,573	長期前受収益	7,145
土地	55,733	資産除去債務	9,208
無 形 固 定 資 産	1,189	繰延税金負債	830
その他	1,189	その他	51,907
投資その他の資産	177,479	負 債 合 計	2,095,990
長期未収入金	13,797	(純 資 産 の 部)	
出資金	250	株 主 資 本	2,458,872
敷金及び保証金	105,874	資本金	1,062,957
繰延税金資産	6,640	資本剰余金	672,222
その他	50,915	利益剰余金	945,286
		自己株式	△221,593
資 産 合 計	4,554,863	純 資 産 合 計	2,458,872
		負 債 純 資 産 合 計	4,554,863

連結損益計算書

(2019年 9 月 1 日から)
(2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	4,570,056		
売上原価	3,994,150		
売上総利益	575,906		
販売費及び一般管理費	523,017		
営業利益	52,888		
営業外収入			
受取利息	1,485		
貸倒引当金戻入額	200,000		
償却債権の取立	370		
その他	1,091		202,946
営業外費用			
支払利息	73,695		
支払手数料	62,764		
その他	4,351		140,811
経常利益			115,024
特別利益			
関係会社株式売却益	24,855		
固定資産売却益	4,086		
移転費用引当金戻入額	21,627		
受取保険金	21,162		71,732
特別損失			
固定資産除却損	93		
固定資産売却損	5,100		
災害関連損失	26,844		32,038
税金等調整前当期純利益			154,718
法人税、住民税及び事業税	2,746		
法人税等調整額	26,971		29,718
当期純利益			124,999
親会社株主に帰属する当期純利益			124,999

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	876,257	497,562	935,676	△349,214	1,960,282
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			124,999		124,999
剰 余 金 の 配 当			△115,283		△115,283
新 株 の 発 行	186,700	174,658			361,358
連 結 範 囲 の 変 動			△106		△106
自 己 株 式 の 取 得				△1,028	△1,028
自 己 株 式 の 処 分		0		128,649	128,650
当 期 変 動 額 合 計	186,700	174,659	9,610	127,621	498,590
当 期 末 残 高	1,062,957	672,222	945,286	△221,593	2,458,872

	純資産合計
当 期 首 残 高	1,960,282
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	124,999
剰 余 金 の 配 当	△115,283
新 株 の 発 行	361,358
連 結 範 囲 の 変 動	△106
自 己 株 式 の 取 得	△1,028
自 己 株 式 の 処 分	128,650
当 期 変 動 額 合 計	498,590
当 期 末 残 高	2,458,872

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,425,323	流 動 負 債	1,137,152
現金及び預金	477,482	買掛金	227,305
売掛金	1,525,605	短期借入金	10,010
販売用不動産	33,740	一年内返済予定の金	46,566
営業出資金	520,532	長期借入金	828,926
前払費用	5,682	未払金	7,622
前渡金	38,276	設備関係未払金	1,431
関係会社立替金	565,619	未払費用	5,955
未収入金	32,638	受取利益	3,255
未収還付法人税等	38,779	賞与引当金	6,081
未収消費税等	112,671	その他	83,101
その他	84,028	固 定 負 債	83,101
貸倒引当金	△9,734	長期借入金	41,708
固 定 資 産	241,214	長期未払金	30,400
有 形 固 定 資 産	77,954	長期設備関係未払金	1,940
建物	19,132	長期前受取利益	7,145
工具、器具及び備品	3,088	その他	1,907
土地	55,733	負 債 合 計	1,220,254
無 形 固 定 資 産	1,189	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	320	株 主 資 本	2,446,283
商標権	869	資本金	1,062,957
投資その他の資産	162,070	資本剰余金	672,222
出資金	250	資本準備金	272,206
関係会社出資金	14,357	その他資本剰余金	400,016
長期前払費用	911	利 益 剰 余 金	932,697
長期未収入金	13,797	利益準備金	46,943
関係会社長期貸付金	170,000	その他利益剰余金	885,753
敷金及び保証金	33,652	繰越利益剰余金	885,753
貸倒引当金	△70,897	自 己 株 式	△221,593
資 産 合 計	3,666,538	純 資 産 合 計	2,446,283
		負 債 純 資 産 合 計	3,666,538

損 益 計 算 書

(2019年 9 月 1 日から)
(2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
売 上 高				2,667,212
売 上 原 価				2,330,090
売 上 総 利 益				337,121
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				
役 員 報 酬		67,200		
給 与 手 当		80,964		
賞 与		2,475		
賞 与 引 当 金 繰 入 額		3,255		
株 式 報 酬 費 用		11,841		
支 払 手 数 料		59,142		
地 代 家 賃		28,191		
減 価 償 却 費		3,346		
そ の 他		86,543		
営 業 損 失 (△)				342,959
営 業 外 収 益				△5,837
受 取 利 息		7,409		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		200,000		
償 却 債 権 取 立 益		370		
そ の 他		230		
営 業 外 費 用				208,009
支 払 利 息		33,281		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		79,742		
支 払 手 数 料		20,662		
そ の 他		3,892		
経 常 利 益				137,578
				64,593

科 目	金 額	
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,086	
移 転 費 用 引 当 金 戻 入 額	21,627	
受 取 保 険 金	11,983	37,698
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,100	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	160	
債 権 放 棄 損	80,033	
災 害 関 連 損 失	10,500	105,793
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△3,502
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△15,427	
法 人 税 等 調 整 額	36,825	21,397
当 期 純 損 失 (△)		△24,899

株主資本等変動計算書

(2019年 9 月 1 日から
2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
		資 準 備 金	資 剰 余 金			特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	876,257	97,547	400,015	497,562	35,415	12,158	1,025,306	1,072,880
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失							△24,899	△24,899
剰 余 金 の 配 当					11,528		△126,812	△115,283
新 株 の 発 行	186,700	174,658		174,658				
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
特別償却準備金の取崩						△12,158	12,158	－
当期変動額合計	186,700	174,658	0	174,659	11,528	△12,158	△139,553	△140,183
当 期 末 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	－	885,753	932,697

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△349,214	2,097,486	2,097,486
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		△24,899	△24,899
剰 余 金 の 配 当		△115,283	△115,283
新 株 の 発 行		361,358	361,358
自己株式の取得	△1,028	△1,028	△1,028
自己株式の処分	128,649	128,649	128,649
特別償却準備金の取崩		－	－
当期変動額合計	127,621	348,797	348,797
当 期 末 残 高	△221,593	2,446,283	2,446,283

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月27日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉^⑤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也^⑤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基

づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の

事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月27日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉^⑤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也^⑤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月28日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監 査 等 委 員 松 山 昌 司 ㊞

監 査 等 委 員 本 間 周 平 ㊞

監 査 等 委 員 川 崎 修 一 ㊞

(注) 監査等委員松山昌司、本間周平及び川崎修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

× ₴

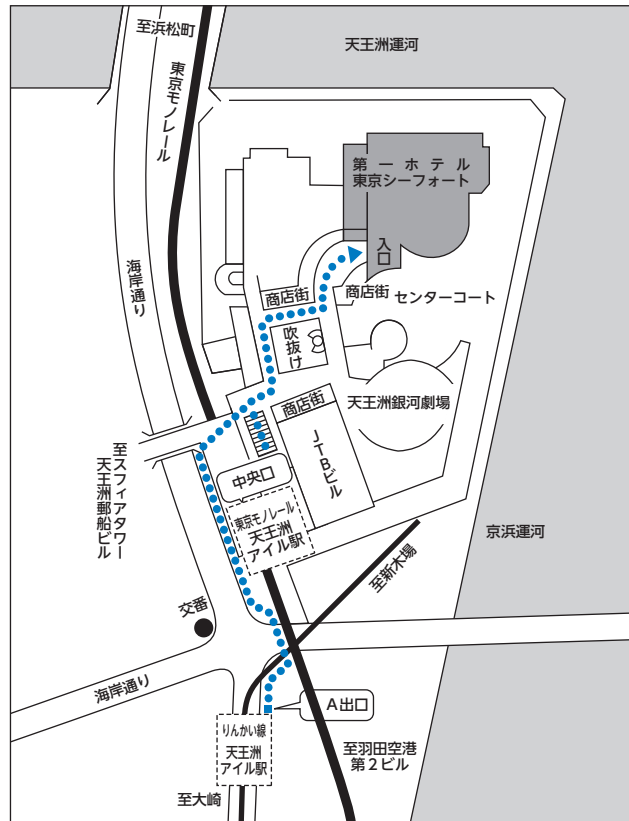
This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, which is otherwise blank.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口A）より徒歩約4分
（ご注意）

東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、
ご注意ください。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、
お控えいただきますようお願い申し上げます。